

令和7年度
地域福祉活動助成金
交付申請の手引き



船橋市

【目次】

1. 趣旨	1
2. 助成対象事業・団体	1
3. 助成額・対象経費	2
4. 申請方法	5
5. 審査及び結果の通知	5
6. 交付決定後の手続き等	6
7. 注意事項	7
8. 問い合わせ先	7
9. 申請・実績報告様式集	10
10. 申請書類記入例	23

【令和7年度船橋市地域福祉活動助成金のスケジュール】

申請期間	令和7年5月1日（木）～6月2日（月）
助成金交付可否決定通知	〃 7月下旬（予定）
実績報告	事業完了後20日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで
助成金の確定・振込	実績報告後、概ね1か月後 ※ 年度末まで事業を実施している場合は、 令和8年4月下旬～5月下旬 ※ 助成金の概算払（事業完了前の支払い）は可能

1. 趣旨

船橋市地域福祉活動助成金は、船橋市福祉基金の運用益等を活用して、市民活動団体のみなさまが行う地域福祉活動に必要な費用の一部を助成することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とするものです。

2. 助成対象事業・団体

(1) 助成対象となる事業

- ① **船橋市地域福祉計画を推進するための事業**
(船橋市地域福祉計画は、船橋市ホームページからご覧いただけます)
【例】フードバンク活動、子ども食堂
- ② **在宅福祉等の普及及び向上を図る事業**
【例】高齢者を対象とした家事援助（買い物、洗濯、草取り等）などの助け合い活動
- ③ **健康及び生きがいくりの推進を図る事業**
【例】高齢者・障害者・子どもなど誰もが気軽に通える居場所の提供（サロン・カフェ等）や、体操教室や健康講座の開催
- ④ **ボランティア活動の活性化を図る事業**
【例】ボランティアのスキルアップを図るための研修会・講習会
- ⑤ その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認める事業

(2) 助成対象事業の要件

助成対象となる事業は次の要件をすべて満たすものとなります。

- ① **営利を目的としていないこと**（参加費を徴収する場合は、会場使用料・食事代等の実費の範囲内の額であること）。
- ② 助成対象事業に従事するボランティア等に対し、対価を支払う場合は**千葉県**の**最低賃金額（令和7年4月：時給1,076円）未満**であること。
- ③ **船橋市民を広く対象**とすること（団体の会員のみを対象としているなど**特定の個人を対象とする事業やサークル活動は不可**）。
- ④ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに事業（経費の支払いを含む）を完了すること
- ⑤ 現金又は物品の配布のみを行う事業でないこと。
- ⑥ 国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと（助成対象費目が明確に分けられる場合は可）。
- ⑦ **地域福祉の推進に資すると審査委員会が認めたもの**であること（福祉要素の無い地域イベントや祭り等は不可）。

(3) 助成を受けることができる団体

団体は次の要件をすべて満たす団体が助成を受けることができます。

- ① **5人以上で構成**され、団体の規約等を有していること。
- ② 原則として**市内に活動の拠点を置き**、本市の地域福祉の推進を図る団体であること。
- ③ 団体の令和7年度予算（助成対象事業単体ではなく、団体全体の予算）における**前年度繰越金額が、予算総額の1/2以下**であること。

3. 助成額・対象経費

(1) 助成額

助成対象経費の総額の**2/3以内**（1団体あたりの**助成限度額は50万円**）

- ※ **千円未満は切り捨て**になります。
- ※ 上限額を定めている費目があります（（2）参照）。
- ※ 本助成事業は予算の範囲内で行うことから、多くの団体から申請があった場合、助成限度額内の事業であっても、交付額が申請額を下回る場合があります。
- ※ 消費税の仕入控除を行う団体は、助成対象経費から仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかでないときは、この限りではありません。



(2) 助成対象となる経費

以下のうち**助成対象事業に直接要する経費が助成対象**となります。

費目	内容・注意事項
施設 利用料 又は 賃借料	<p>① 事業に使用する公民館等の会場や機材の利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成上限額は、<u>公民館等の公共施設利用料金に準じた額</u>となります。 <p>② 活動場所の賃借料（専ら事務所として使用する区域を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成上限額は月額6万円となります。 ➤ 活動場所で助成対象外事業を実施している場合は、助成対象事業を実施した日数で賃借料を按分した額が対象となります。 ➤ 賃借料に事務所として使用している区域分が含まれている場合は、面積按分により助成対象費用を算出します。
報償費	<p>講師や技術指導者などへの謝礼金</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成上限額は3万円となります。 ➤ 公職者、申請団体の会員及び有償ボランティアへの謝礼は対象となりません。
印刷費	<p>助成対象事業の広報等のための印刷費（チラシ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 総会で使用する資料の印刷費は対象となりません。
食糧費	<p>助成対象事業に必要な食糧費（食材料費含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成上限額は、<u>参加者一人当たり食事代は500円、茶菓代は150円</u>となります。 ➤ 酒・打ち上げ・宴会費は助成対象となりません。 ➤ <u>有償ボランティアなど、申請団体から報酬を得ている方の食糧費は助成対象外となります。</u>
通信 運搬費	<p>① 切手・はがき代</p> <p>② 電話代・インターネット利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>助成対象事業以外の用途に使用していないことが明らかな経費のみが対象</u>となります（例：助成対象事業以外にも使用している電話の料金⇒対象外、助け合い活動団体がサービス利用者との連絡に用いる専用電話の料金⇒対象）。
物品 購入費	<p>助成対象事業に必要な材料費・消耗品費（文房具・プリンターインク・用紙・工具等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成上限額は、<u>1物品あたり1万円</u>となります。
保険料	ボランティア活動保険・行事保険等の保険料
その他	上記以外で、助成対象事業に特に必要と認められる費用

【注意事項】

- 実績報告時に、内容・金額・支払日が明記された領収書・レシートが必要となります。無い経費は助成対象外となりますので、紛失しないようにしてください。
- 領収書のあて名は原則として、助成金交付団体名義としてください。会員個人が立て替えて購入するなどで、あて名が個人名義となっている場合は、団体から立て替えたお金を精算したことがわかる書類（領収書等）を添付してください。添付がない場合は、助成対象事業で使用した経費であるか不明となるため、助成対象外となります。
- ポイントを使用して購入した場合は、ポイント充当相当額は助成対象外となります。

（３）参加費を徴収する場合の取扱い

参加者から参加費を徴収する事業については、以下のとおり経費に充当し、助成額を算出します。

【参加費の充当先経費が明らかな場合】当該経費に充当。

【参加費の充当先経費が明らかでない場合】食糧費に充当。食糧費で充当しきれない分は、総事業費に充当。

○助成額の算出方法

次のア～ウを比較し、もっとも低い額が助成額となります。

- ア 充当先経費の助成限度額
- イ 充当先経費に助成率（2/3）を乗じた額
- ウ 充当先経費から参加費を引いた額

【例】一般参加者 10 名、お弁当代 600 円/人、参加費 300 円/人の事業

- ア 500 円/人
- イ 400 円/人（600 円×2/3）
- ウ 300 円/人（600 円－300 円）

となることから、食糧費の助成額は 300 円/人×10 人で 3,000 円となります。

4. 申請方法

(1) 申請書類

- ① 船橋市地域福祉活動助成金交付申請書（第1号様式）※押印不要
- ② 令和7年度地域福祉活動助成事業計画書
- ③ 令和7年度地域福祉活動助成事業収支予算書
- ④ 賃借料の助成を希望する場合は、賃料・所在地がわかる書類（賃貸借契約書の写し等）
- ⑤ 申請団体の規約・会則・定款等
- ⑥ 申請団体の会員が5名以上であることがわかる資料（会員名簿等）
- ⑦ 申請団体の活動内容がわかる書類（パンフレット・チラシ・総会資料等）
- ⑧ 申請団体の令和7年度予算書

(2) 提出方法

(1)の書類一式を、持参、郵送又は電子メールにて、**船橋市地域福祉課あて**に提出してください。

【持参の場合】船橋市湊町2丁目10番18号 千葉県船橋合同庁舎4階

【郵送の場合】〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

【電子メールの場合】chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp（件名を「(団体名) 地域福祉活動助成金申請書類」としてください)

(3) 申請期間

令和7年5月1日(木)～6月2日(月)

※持参は平日9時～17時、郵送・電子メールは必着でお願いします。

5. 審査及び結果の通知

申請を受けた事業は、「船橋市地域福祉活動助成金交付審査委員会」で審査し、助成の可否・助成対象経費・助成額を決定します。審査結果は、「船橋市地域福祉活動助成金交付可否決定通知書（第2号様式）」により申請団体の代表者に通知します（7月下旬ころを予定）。

6. 交付決定後の手続き等

(1) 助成対象事業の計画変更・中止・廃止があった場合

助成対象事業が交付申請時の計画から変更・中止・廃止するときは、速やかに「船橋市地域福祉活動助成事業計画変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）」を、船橋市地域福祉課へ持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

- ※ 変更・中止・廃止により、助成金の減額・返還が発生することがあります。
- ※ 変更内容が軽微な場合は、申請不要となりますが、その判断は地域福祉課で行いますので担当者にご連絡ください。

(2) 実績報告

助成対象事業を完了した場合、以下の実績報告書類を**事業完了日から20日以内、又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで**に、船橋市地域福祉課へ郵送又は持参にて提出いただくようお願いします。

- 船橋市地域福祉活動助成金実績報告書（第4号様式） ※押印不要
- 助成対象事業に係る事業報告書
- 助成対象事業に係る収支決算書
- 助成対象経費の領収書またはレシート（提出方法は巻末の「領収書・レシートの提出方法について」をご参照ください）
- 個人名義及びクレジットカードで支払いをした経費に係る精算完了確認書
- その他助成対象事業の実施内容がわかるチラシ・パンフレット等

(3) 助成金の確定通知・振込

提出された実績報告書類を、船橋市地域福祉課が審査し助成金額を確定した後、「船橋市地域福祉活動助成金確定通知書（第5号様式）」を、団体の代表者に送付します。その後、登録口座へ助成金を振り込みます（請求書は提出不要）。会計処理事務の都合上、実績報告から口座に入金されるまで、1か月程度要しますのでご了承ください。

資金繰り等の理由で、助成金の概算払（事業完了前の支払い）を希望する場合は、「補助金等交付請求書（第7号様式）」をご提出ください。

(4) 消費税仕入控除税額の報告

助成対象経費を税込額で交付申請した場合は、助成対象事業完了後、令和9年6月末までに「船橋市地域福祉活動助成金消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）」をご提出ください。

7. 注意事項

- 提出された申請書、実績報告書及びその他添付書類は返却できません。
- 審査に必要な場合、さらに詳細な書類の提出や調査を行う場合があります。
- 申請内容に偽りや不正があった場合、本助成金を申請事業以外に使用した場合は、助成金の返還請求又は減額を行います。

8. 問い合わせ先

担当：船橋市地域福祉課 熊川・齋藤・板橋・亜美

所在地：船橋市湊町 2-10-18 船橋市役所本庁舎分室（千葉県船橋合同庁舎）4階

書類送付先：〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2314 FAX：047-436-3315

E-mail:chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp

【参考1】領収書・レシートの提出方法について

- ① **購入品目・金額・支払日が明記された領収書・レシート**を所定の貼付フォーマットに、**重ねず費目毎に**貼付してください。
また、**費目に関わらず**領収書・レシートに**番号を記載**してください。
- ② 貼付する領収書・レシートは**原則として原本として**ください。ただし、団体側で原本を保管する必要がある場合は、コピーを貼付し、書類提出時に原本を併せてご提出ください。担当者が内容を照合し、原本は返却いたします。
- ③ **領収書・レシートが無い経費は助成対象外**となります。
- ④ 領収書の**あて名は原則として、助成金交付団体名義**としてください。会員個人が立て替えて購入するなどで**あて名が個人名義となっている場合及び個人名義のクレジットカードで購入した場合は「個人名義及びクレジットカードで支払いをした経費に係る精算完了確認書」**を添付してください。添付がない場合は、助成対象事業で使用した経費であるか不明となるため、助成対象外となります。
- ⑤ 領収書・レシートが多い場合は、貼付用の台紙を適宜コピーしてご使用ください。
- ⑥ 費目毎の合紙に合計額を記入してください。
- ⑦ クレジットカードで購入した場合は、利用明細書など決済完了していることがわかる書類を添付してください（レシート等で決済完了していることがわかる場合は不要）。
- ⑧ **ポイントを使用して購入した場合は、ポイント充当相当額は助成対象外**となります。
- ⑨ 1枚のレシートの中に費目が異なるものがある場合は、**レシートをコピーし、それぞれの費目に貼付**して、対象となる金額の横に丸をつけてください。助成対象額は、費目別に税込額を計算して計上してください。

【例】おにぎり（食糧費）と紙コップ（物品購入費）が混在する場合

食糧費に原本貼り付け
（税込1,080円を計上）

〇〇スーパー	
おにぎり (100円×10個)	1,000円 ○
紙コップ (300円×5袋)	1,500円
8%税対象額	1,000円
8%消費税	80円
10%税対象額	1,500円
10%消費税	150円
合計	2,730円

物品購入費にコピー貼り付け
（税込1,650円を計上）

〇〇スーパー	
おにぎり (100円×10個)	1,000円
紙コップ (300円×5袋)	1,500円 ○
8%税対象額	1,000円
8%消費税	80円
10%税対象額	1,500円
10%消費税	150円
合計	2,730円

【参考2】精算完了確認書について

事業に係る費用の支払いについて、原則として団体名義で支払いを行うものとしております（クレジットカードを用いる場合は団体名義のもの）。

ただし、個人が立替えて消耗品等を購入するケースも多いことから、助成事業の実施のために必要であることが明らかな経費に限り、個人名義での支払い・クレジットカードの利用が可能なものとしております。

この際、個人による支払い及びクレジットカード決済を行ったこと、支払いを行った個人への精算を完了していることを確認するため、「個人名義及びクレジットカードで支払いをした経費に係る精算完了確認書」の提出をお願いいたします。

【記入内容】（様式P 2 3 記入例P 2 9）

- 該当する領収書・レシートについては、「番号・金額・精算完了年月日」を確認書に記入してください。
- レシート番号の振り方は団体様にお任せいたします。領収書の右上等わかりやすい位置に番号の記載をお願いいたします。

申請・実績報告

様式集

第1号様式

船橋市地域福祉活動助成金交付申請書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）
連絡先（電話）
団体の名称
代表者氏名

地域福祉活動助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 交付申請額 円
2. 事業内容
3. 添付書類
 - (1)事業計画書
 - (2)収支予算書
 - (3)その他
4. 消費税及び地方消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）
 - ① 助成金交付額の算定
 - 消費税額を助成対象経費に含めないで助成金交付額を算定
 - 消費税額を助成対象経費に含めて助成金交付額を算定
 - ② ①で「消費税額を助成対象経費に含めて助成金交付額を算定」を選択した理由
 - 免税事業者である
 - 簡易課税事業者である
 - 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
 - その他（ ）

令和7年度地域福祉活動助成事業計画書

1. 事業の名称

--

2. 団体の概要

構成員数（会員数）	人
市内の活動拠点（事務所所在地等）	
団体の令和7年度予算総額 （うち前年度繰越金額）	円 (円)
団体の規約等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

3. 事業の種別（原則①～④のいずれかに該当するものであること）

- ①船橋市地域福祉計画を推進するための事業
- ②在宅福祉等の普及及び向上を図る事業
- ③健康及び生きがいがづくりの推進を図る事業
- ④ボランティア活動の活性化を図る事業
- ⑤その他（)

4. 事業の目的、内容、対象及び期待される効果

--

5. 事業に関する確認事項（全てに該当するものであること。）

- 営利を目的としていないこと（参加費を徴収する場合は、会場使用料・食事代等の実費の範囲内の額であること）
- 助成対象事業に従事するボランティア等に対し、対価を支払う場合は一時間あたり千葉県の最低賃金額未満であること。
- 船橋市民を広く対象とすること（団体の会員のみを対象としているなど特定の個人を対象とする事業やサークル活動は不可）。
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに事業（経費の支払いを含む）を完了すること。
- 現金又は物品の配布のみを行う事業でないこと。
- 国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと（助成対象費目が明確に分けられる場合は可）。

令和7年度地域福祉活動助成事業収支予算書

【収入の部】

項目	内訳	金額
一般参加者から徴収する参加費		円
団体負担額	※財源を記入すること	円
船橋市地域福祉活動助成金	※交付申請額を記入すること	円
その他		円
合計		円

【支出の部】

項目	内訳	金額
施設利用料 又は賃借料		円
報償費		円
印刷費		円
食糧費		円
通信運搬費		円
物品購入費		円
保険料		円
その他		円
合計		円

※収入と支出の合計額は一致するようにしてください。

※内容欄には、具体的な品目・数量等の詳細を記入してください。

上記の積算額は（ 税込額 ・ 税抜額 ）である。

第3号様式

船橋市地域福祉活動助成事業計画変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

団体の名称

代表者氏名

計画変更

地域福祉活動助成事業を 中止 したいので、下記のとおり申請します。
廃止

記

1. 計画変更、中止又は廃止年月日 令和 年 月 日

2. 計画変更、中止又は廃止の理由

3. 助成事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第4号様式

船橋市地域福祉活動助成金実績報告書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

団体の名称

代表者氏名

令和 年 月 日付で交付決定のあった地域福祉活動助成金に係る事業実績について、収支決算書、その他必要書類を添えて報告します。

令和7年度地域福祉活動助成金申請事業収支決算書

【収入の部】

項目	内訳	金額
一般参加者から徴収した参加費		円
団体負担額	※財源を記入すること	円
船橋市地域福祉活動助成金	※交付確定額を記入すること	円
その他		円
合計		円

【支出の部】

項目	内訳	金額
施設利用料 又は賃借料		円
報償費		円
印刷費		円
食糧費		円
通信運搬費		円
物品購入費		円
保険料		円
その他		円
合計		円

※収入と支出の合計額は一致するようにしてください。

※内容欄には、具体的な品目・数量等の詳細を記入してください。

上記の積算額は（ 税込額 ・ 税抜額 ）である。

第6号様式

船橋市地域福祉活動助成金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所（所在地）

団体の名称

代表者氏名

年 月 日付けで交付決定のあった地域福祉活動助成金について、下記のとおり報告します。

記

1. 交付確定額 円
2. 確定申告により確定した地域福祉活動助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付資料シート

- ・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

- ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

第7号様式

補助金等交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所(所在地)

補助事業者 団体の名称

代表者氏名

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、補助金等の交付を次のとおり請求します。

決定年月日	令和 年 月 日	番 号	地 第 号
補助年度	令和 年度	補助金等の名称	地域福祉活動助成金
補助事業等の名称			
交付決定額	円		
既 交 付 額	年 月 日 交 付	_____ 円	
	年 月 日 交 付	_____ 円	
	年 月 日 交 付	_____ 円	
	計	_____ 円	
今回交付請求額	円		
未 交 付 額	円		
添 付 書 類	1 補助金等交付決定通知書の写し 2 その他()		

個人名義及びクレジットカードで支払いをした経費に係る精算完了確認書

令和 年 月 日

団体名：

代表者：

以下の個人名義で支払いをした経費については、助成対象事業の実施に必要な経費であり、クレジットカード決済及び立て替え払いの精算が完了しています。

領収書No	金額	精算完了年月日

申請書類記入例

第1号様式

船橋市地域福祉活動助成金交付申請書

令和7年5月20日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地） 船橋市湊町2-10-25
連絡先（電話） 047-436-2314
団体の名称 ふなばし地域ふれあいの会
代表者氏名 代表 船橋 太郎

地域福祉活動助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 交付申請額 金 50,000円

2. 事業内容

地域の高齢者や障害者の方などを対象としたサロンを開催し、そこでの交流を通して地域住民の孤立・孤独を解消し、地域住民が安心して充実した生活を送れるよう手助けをする。

3. 添付書類

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書
- (3)その他

4. 消費税及び地方消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

- ① 助成金交付額の算定
 - 消費税額を助成対象経費に含めないで助成金交付額を算定
 - 消費税額を助成対象経費に含めて助成金交付額を算定
- ② ①で「消費税額を助成対象経費に含めて助成金交付額を算定」を選択した理由
 - 免税事業者である
 - 簡易課税事業者である
 - 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
 - その他（ ）

6. 令和7年度スケジュール（予定）

実施日	内容	場所	参加予定者数		講師等
			一般	会員	
随時	助け合い活動	対象者自宅	50人	20人	
6月20日	地域交流サロン	中央公民館	30人	10人	〇〇 (体操講師)
9月19日	地域交流サロン	中央公民館	30人	10人	
12月20日	地域交流サロン	中央公民館	30人	10人	〇〇 (体操講師)
3月18日	地域交流サロン	中央公民館	30人	10人	

※講師等は、肩書等、講師の方の詳細について記入してください。

※行が不足する場合は、適宜行を追加してください。

令和7年度地域福祉活動助成事業収支予算書

【収入の部】

項目	内訳	金額
一般参加者から徴収する参加費	サロン参加費 200円×10人	2,000円
団体負担額		8,260円
船橋市地域福祉活動助成金	※交付申請額を記入すること	50,000円
その他	寄付金 15,000円	15,000円
合計		75,260円

会員から徴収する会費、前年度繰越金は団体負担額に含まれます。

【支出の部】

項目	内訳	金額
施設利用料 又は賃借料	中央公民館 講堂使用料 5,190円×4回	20,760円
報償費	地域交流サロン体操講師 ○○氏 5,000円×2回	10,000円
印刷費	コピー代 10円×20枚	200円
食糧費	地域交流サロン食糧費 300円×30人×4回	36,000円
通信運搬費	チラシ送付料金 80円×10枚	800円
物品購入費	サロン用文具、折り紙、インク	5,000円
保険料	ボランティア保険料	2,500円
その他		円
合計		75,260円

※収入と支出の合計額は一致するようにしてください。

※内容欄には、具体的な品目・数量等の詳細を記入してください。

上記の積算額は（ 税込額 ・ 税抜額 ）である。

個人名義及びクレジットカードで支払いをした経費に係る精算完了確認書

令和 年 月 日

団体名：

代表者：

以下の個人名義で支払いをした経費については、助成対象事業の実施に必要な経費であり、クレジットカード決済及び立て替え払いの精算が完了しています。

領収書No	金額	精算完了年月日
物品購入No 4	2,000円	令和7年6月5日
食糧費No 1	5,800円	令和7年7月11日

【発行】 船橋市健康福祉局福祉サービス部 地域福祉課

〒273-0011 船橋市湊町 2-10-18（千葉県船橋合同庁舎4階）

【TEL】 047-436-2314

【FAX】 047-436-3315

【メールアドレス】 chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp